

徳島県告示第五百六十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県スポーツ協会に委託した。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園の有料公園施設等に係るものに限る。）の徴収の事務

二 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）第十一条第一項に規定する使用料の徴収の事務